

県営住宅入居申込案内書

全団地対象

更新料なし

仲介料なし

礼金なし

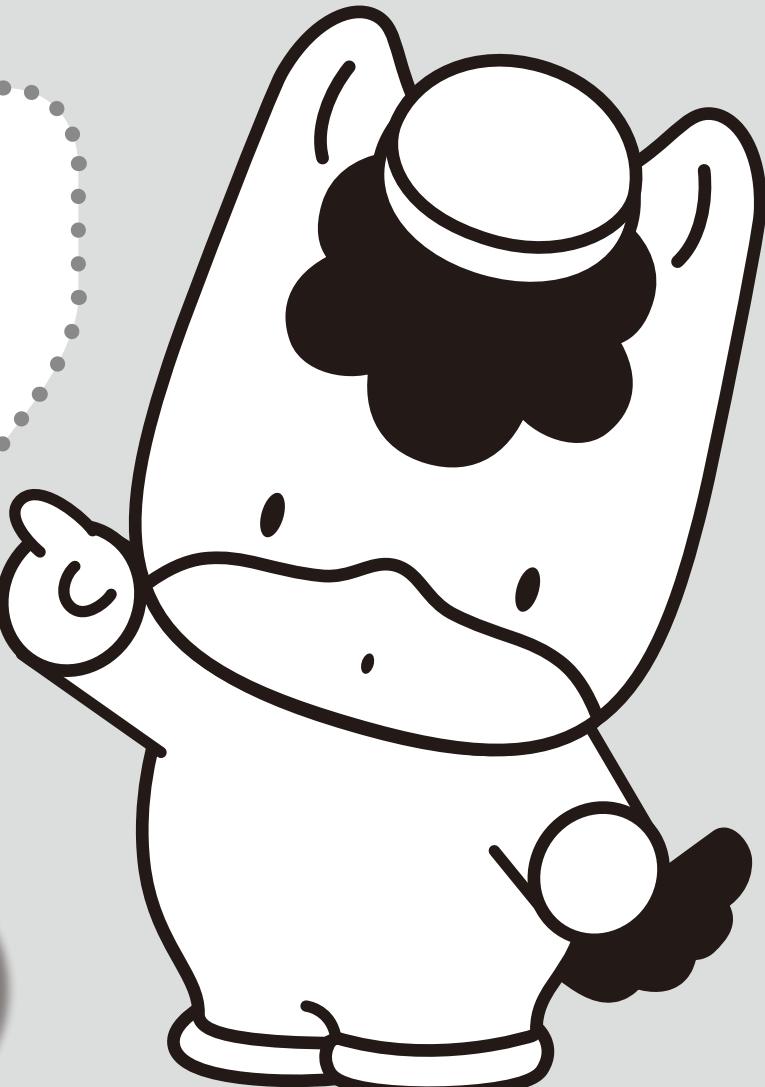
保証人不要

すべての団地が
いつでも申込み
できるんだね。

抽選
団地

随時
団地

申込方法は2種類です。



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

県営住宅の案内図や住宅の写真をホームページで公開しています。
(ホームページアドレス <https://www.gunma-jkk.or.jp/>)

群馬県／群馬県住宅供給公社



公社 HP



公社 LINE



公社 Instagram



公社 Twitter

募集方法は「**抽選団地**」と「**随時団地**」があります。
どちらか一方が、いつでも申込みできます。

「抽選団地」

抽選で入居者を決定します。

前橋市	高崎市			桐生市	伊勢崎市
城東	北双葉	井野	中居	足仲	太田町
元総社第二	浜尻第二	金井淵		渋川市	茂呂
	上小鳥	中尾		四ツ角	羽黒

「随時団地」

先着順に入居者を決定します。

前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	館林市	富岡市	沼田市
朝倉	浜尻第三	元宿	上泉	新井	高根	酢の瀬	金井
南橘	筑縄	織姫	上植木	石原	青柳	芝宮	草津町
広瀬第一	東金井	天神第一	山王	牛沢	大島	桐渕	中島※
広瀬第二	北久保	西堤	今泉	宝泉	近藤	田篠	板倉町
朝日町	鼻高	相生第一	今井	鳥山	分福	観音前	大林
下細井	城山	川内	曲輪町	浜町	日向	上中島	大泉町
下新田	上佐野	二本松	田中島	内ヶ島	藤岡市	安中市	丘山
田口	大沢	城ノ岡	三ツ木	矢場	萩の宮	原市第一	邑楽町
萱野	室田	相生第二	女塚	成塚	本郷	原市第二	中野
	中河原		渋川市	生品	立石	下磯部	
	下河原		八木原			二軒在家	
			下郷				

※中島団地については、草津町役場で受付けております。

県営住宅は、住宅に困っている方が、低廉な家賃で入居できるよう、国と群馬県が協力して建設した住宅で、県民の大切な財産ですので大切に使用してください。

皆さんが入居されると、公営住宅法や群馬県県営住宅管理条例等の決まりを守っていただきます。

法令違反や共同生活の秩序を乱すこと等がないよう皆さんがお互いに協力して、毎日明るく楽しい生活ができるようにしましょう。

目 次

I. 申込みから入居まで	2～5ページ
II. 入居申込者の資格	6・7ページ
III. 抽選団地申込時の注意事項	8・9ページ
IV. 申込時または審査時の提出書類	10・11ページ
V. 住宅種類による資格要件	12・13ページ
VI. 収入の計算方法	14～18ページ
VII. 県営住宅の家賃について	20・21ページ
VIII. その他	22・23ページ
IX. 外国籍の方へ（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語）	24～33ページ
MEMO	34ページ
関係用紙	35ページ～

個人情報の取扱いについて

当公社では、「個人情報に関する法律その他関連する法律等」を遵守し、「個人情報保護規程」を制定して管理責任者のもとで厳重なセキュリティー対策を施し、適正に個人情報を管理しています。

また、当公社では、お客様の個人情報につきまして関連法令及び規程等に基づき以下のとおり取り扱っています。

- 1 入居及び諸申請の受付に伴い提出していただく個人情報は、「入居及び当該申請に係る審査」のほか、「家賃等の収納に関するご連絡」、「修繕等に関するご連絡」、「公社住宅及び県営住宅に関する各種情報のご案内」、「各種アンケートのお願い」、「調査・統計資料の作成」、「その他住宅の管理上必要な場合」に利用させていただきます。
- 2 「法令に定めがある場合」・「個人の生命身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、管理人や業務委託先の事業者で、事務の執行上必要であり、かつ個人情報保護の措置が講じられている場合を除きます。
- 3 当公社は、お客様から個人情報の開示・訂正・利用停止の求めに対応させていただいております。
- 4 個人情報の取扱いに関するお問い合わせは次の窓口までご連絡ください。

I. 申込みから入居まで

抽選団地をお申込みの場合、随時団地は申込みできません。

抽選 団地

いつでも申込みができる、希望する団地に空き部屋が生じた後、募集を行い、抽選により、入居予定者を決定する団地です。

申込書は、郵送にて受付いたします。

(郵送以外の申込受付はいたしません。)

※申込資格をご確認のうえ、お申込みください。

入居申込書の記入

- ① 「県営住宅入居申込書」（3枚つづり）は、記入例をよく読んで、必要事項の記入および該当する項目や番号を○で囲んで正確に作成してください。住宅コードにつきましては住宅コード表(最終見開きページ)をご覧ください。
※作成時は「III 抽選団地申込時の注意事項」（8ページ参照）を必ずご確認ください。

- ② 「県営住宅入居申込書」の3枚目の個人情報取扱いについての「同意書」をご確認のうえ、必要事項を記入してください。
※すでに随時団地を申込みの方が抽選団地を申込む場合は、随時団地の申込みを取り下げていただきます。

入居申込書類の郵送

- ① 3枚つづりの「県営住宅入居申込書」を切り離さずに、3枚とも「申込専用封筒」に入れて郵送してください。(郵送以外の申込受付はいたしません。)
② 外国籍の方は、在留カードのコピー(両面)を添付してください。(全員分)
③ 入居者の退去などにより、空き部屋が生じた場合、毎月1日にホームページでお知らせするとともに抽選日を発表し、申込みは抽選月の15日で締め切ります。いずれも締切当日消印のものまでが有効な抽選対象となります。
④ 空き部屋がない場合は、申込受付月から1年間、希望する団地の住宅コードが抽選対象になるまで申込書は有効になります。ただし、一度抽選のうち、落選した場合、引き続き抽選団地に入居を希望するときは、改めて申込みをしていただく必要があります。
※申込団地または住宅コードの変更を希望、または同居予定親族の変更等があった場合は本社へご相談ください。

受付書の送付

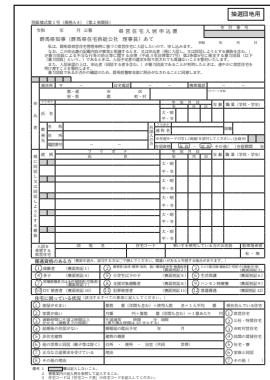
- 申込書を受付けた後、申込まれた団地の住宅コードが抽選の対象となりましたら、その月の20日から25日の間に「県営住宅入居申込受付書」を郵送します。受付書には「抽選番号」や「抽選日時」などが記載されています。

抽選

- ① 入居予定者を決めるための抽選を行います。日時等については「公社ホームページ」や「受付書」でご確認いただけます。
② 抽選会に出席しなくても、抽選結果に影響はありません。

抽選結果の送付

- 「県営住宅抽選結果通知書」の送付により、当選・落選の通知を行います。
当選者 … 抽選日の翌月1日～15日以内の平日に「IV 申込時または審査時の提出書類」(10, 11ページ参照)を揃えて指定時間内に本社窓口へお越しください。
落選者 … 入居をご希望の方は再度お申込みください。また、随時団地へのお申込みもご検討ください。



申込書はこちら

抽選 団地	前橋市	高崎市			桐生市	伊勢崎市
	城 東	北双葉	井 野	中 居	足 仲	太田町
元総社第二	浜尻第二	金井淵			渋川市	茂 呂
	上小鳥	中 尾			四ツ角	羽 黒

※事故住宅（13ページ、（5）参照）については、随時団地として申込みを受付ております。

随時団地をお申込みの場合、抽選団地は申込みできません。

随時 団地

いつでも申込みができ、受付順に案内をしている団地です。

申込書は、必要書類と一緒に窓口にて受付いたします。
(窓口以外の申込受付はいたしません。)

※申込資格をご確認のうえ、お申込みください。

※必要書類は「IV申込時または審査時の提出書類」(10、11
ページ参照)をご確認ください。

入居申込書類の 提出

①入居申込みの資格要件に該当している方は、必要書類をすべてお揃えのうえ、受付場所にご提出ください。その際、内容についてお伺いすることがありますので、申込者本人かご家族の方がお越しください。

②申込時に不備や不足書類等がある場合や、郵送での申込みは一切受け付けられませんので、ご注意ください。

③1世帯につき1団地のみの申込みとなります。

④申込時に間取り・階数・棟等のご希望を申し受けることもできます。
※部屋番号の指定をすることはできません。

⑤申込書提出後に申込内容に変更が生じた場合は、ご連絡ください。
(申込内容に変更が生じることで入居資格がなくなる場合があります。)

※入居の希望がなくなった場合は、必ずご連絡ください。

※すでに抽選団地をお申込みの方が随時団地を申込む場合は、抽選団地の申込みを取り下げていただきます。

申込書はこちら

	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	館林市	富岡市	沼田市
朝倉	浜尻第三	元宿	上泉	新井	高根	酢の瀬	金井	
南橘	筑縄	織姫	上植木	石原	青柳	芝宮		草津町
広瀬第一	東金井	天神第一	山王	牛沢	大島	桐渕		中島※
広瀬第二	北久保	西堤	今泉	宝泉	近藤	田篠		板倉町
朝日町	鼻高	相生第一	今井	鳥山	分福	観音前		大林
下細井	城山	川内	曲輪町	浜町	日向	上中島		大泉町
下新田	上佐野	二本松	田中島	内ヶ島	藤岡市	安中市		丘山
田口	大沢	城ノ岡	三ツ木	矢場	萩の宮	原市第一		邑楽町
萱野	室田	相生第二	女塚	成塚	本郷	原市第二		中野
	中河原		渋川市	生品	立石	下磯部		
	下河原		八木原			二軒在家		
			下郷					

※中島団地につきましては草津町役場で受付しております。

ここからは抽選団地・随時団地共通の

書類の審査



①提出された申込書類を審査します。

②必要に応じて、ご本人または勤務先等に確認のご連絡をすることがあります。
③暴力団員該当の有無について照会します。

入居のご案内

①見学会が可能な部屋の準備が整い次第、申込順に部屋の見学のご案内をお送りします。

ただし、随時団地の場合、入居申込書提出後、一定期間が経過した場合や、申込内容に変更が生じた場合には、直近の「所得課税証明書」や「住民票」（3か月以内に発行）等の再提出が必要となることがあります。申込資格の再審査後、下見のご案内となります。

※再審査の結果、申込内容の変更等により入居資格がなくなる場合もあります。

②ご案内後、14日以内に見学をし、入居希望の有無について回答してください。

③入居希望の有無について期限内に回答がいただけない場合は、申込みを辞退されたとみなしますのでご注意ください。

※随時団地の場合、婚約中の方への案内は入籍予定日から1か月前です。

また、抽選団地、随時団地とも入居説明会までに入籍されないと入居できませんので、ご注意ください。

※随時団地の場合、退職予定で申込みをした方への案内は、「退職証明書」と「申出書」の提出後となります。

④見学後、別の住宅または別の団地を希望される場合

抽選団地…再度お申込みください。

随時団地…回答をいただいた日を新たな受付日とさせていただき、順番と期限日の変更をさせていただきます。

入居の決定



見学後、入居希望の方には「入居説明会」の通知と契約書類をお送りします。

※ただし、長期間空いていた住宅は、入居希望の回答後に修繕を行うため、発送までに時間がかかる場合があります（概ね2週間～1か月程度）。

入居説明会に出席するためには事前予約が必要です（電話または公社窓口等）。

入居説明会は、必要書類をご用意のうえ、ご出席ください。

見学の鍵貸出場所・説明会の鍵渡し場所

桐生支所	元宿、織姫、天神第一、西堤、相生第一、川内、二本松、城ノ岡、相生第二、足仲
太田支所	新井、石原、牛沢、宝泉、鳥山、浜町、内ヶ島、矢場、成塚、生品、丘山
館林支所	高根、青柳、大島、近藤、分福、日向、大林、中野
富岡支所	酢の瀬、芝宮、桐渕、田篠、観音前、上中島、原市第一、原市第二、下磯部、二軒在家
草津町役場	中島
本社	上記以外の団地

※本来貸出場所以外の鍵の貸出しあは原則としてお受けできません。

※鍵を借りる時は必ず事前に連絡をしてからお越しください。

流れでご案内いたします。

入居説明会

契約書類の審査終了後、入居における重要事項説明を行います。

なお、以下書類に不備があると、入居することができません。

【入居説明会時の主な必要書類】

- ・敷金（家賃の3か月分）の納付済領収書
- ・契約書2部
- ・印鑑登録証明書（本人分）
- ・県営住宅緊急連絡先申請書
- ・運転免許証等のコピー（緊急連絡先および単身入居者は身元引受人分）
- ・入居者台帳
- ・預金口座振替納入依頼書（事前に金融機関での手続きが必要です）
- ・誓約書（単身入居者のみ：身元引受けのため）
- ・駐車場使用契約書（契約希望者のみ）
- ・駐車する自動車の車検証のコピー
- ・戸籍謄本または婚姻届の受理証明書（婚約中で申込みの方）

※期限日の入居説明会から14日を経過しても説明会へ出席されない場合は、
入居を辞退したものとみなします。

※説明会は必ずご本人が参加してください。（外国籍の方で日本語が得意ではない方は日本語のわかる方と一緒にご参加ください。）

入居

手続き完了後、入居可能日（入居説明会翌日）から15日以内に住宅へ入居していただき、入居完了日から7日以内に「入居完了届」と異動後の「住民票」の提出をお願いします。提出がない場合または入居していないことおよび虚偽、不正入居が確認されると、入居決定の取消となる場合があります。

また、入居可能日から住宅の家賃（日割り家賃）が発生します。家賃および駐車料は口座振替により納入していただきます。

県営住宅のお申込みには、日本語が分かる方とお越しください。

Pedimos que se presente con alguien que entiende el Idioma Japonés en el momento de la inscripción para el Ken-ei Jyutaku.

Solicitamos que compareça com alguém que compreenda a Língua Japonesa na ocasião da inscrição para o Ken-ei Jyutaku.

申請县营住宅时、
请与会说日语的朋友一同前来。

NẾU ĐẾN ĐỂ ĐĂNG KÝ NHÀ Ở THÌ VUI LÒNG ĐẾN
CÙNG VỚI NGƯỜI HIỂU ĐƯỢC TIẾNG NHẬT

Please come to the office for application
with a person who understands Japanese.

II. 入居申込者の資格（次の1～10のすべての資格を満たす方）

1. 申込者は、成人（20歳未満の既婚者を含む）であること

(1) 同居できる方は親族に限ります。

親族の範囲は、民法規定の3親等内の血族、配偶者（含内縁）、2親等内の姻族です。

(2) 次の場合は同居予定親族として認められます。

①婚約されている方（入籍予定日1か月前にならないと、住宅のご案内はいたしません。）

また、入居説明会（5ページ参照）までに入籍されないと入居できません。）

婚約者の場合は、第3者の婚約証明が必要となります。

②結婚しているのと同様（内縁）と認められる方（住民票で「未届の夫」または「未届の妻」となっており、戸籍上でもほかに婚姻関係がないこと。）

③「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」に基づく宣誓書受領カードまたは転入予定者受付票の発行を受けた方

(3) 状況により、居宅にて自活可能かを審査するために市町村や公社職員の面接を受けていただく場合があります。（意見書照会）

(4) 正当な理由なく、世帯を不自然に分けて申込むことはできません。

①夫婦の別居（単身赴任含む）や夫婦のどちらか一方が子どもと申込む場合は認められません。

②DV被害者に該当する方は裁判所や女性相談所の証明書が必要です。（11ページ⑩参照）

※加害者であった配偶者との同居は認められません。

③現に親がありながら祖父母と未成年の孫だけでの申込み、兄弟姉妹（未成年が含まれる）のみの場合等、社会通念上著しく不自然な世帯分離も認められません。

④離婚予定の方は、以下の条件のもと申込みが可能です。

抽選団地 資格審査までに離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明が提出できることが条件となります。

随時団地 申込時に家庭裁判所の発行する離婚調停中の証明書を添付し、住宅見学前に離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明が提出できることが条件となります。

※注意事項※

・申込者が契約後名義人となります。申込みから入居するまでの間に名義人の変更はできません。

・申込書に記載したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格となります。（ただし、出産・死亡等を除く）

2. 現在住宅に困っている方

原則として、申込者本人および同居しようとしている親族に持家の有る方（共有名義の場合も含む。）は、申込みできません。ただし、近居（子育て支援、高齢の親世帯の介護支援等）を希望される場合は、個別に相談してください。

抽選団地 県営住宅および市町村営住宅に入居中の方は、申込みできません。
(転勤や結婚、身体の障害等、特別な事情がある場合を除く。)

随時団地 県営住宅および市町村営住宅に入居中の方も申込みできます。

3. 次の条件を満たす方

(1) 指定日までに敷金（家賃の3か月分）を納入できる方

(2) 緊急連絡先を付けられる方

同居者以外の緊急連絡先が1名必要です。原則、群馬県内に在住している成人の方とします。

ただし、群馬県内居住者で選定できない場合は、国内に居住する成人の方で認められる場合があります。（外国籍の方は住民登録している方）

(3) 単身入居者の方は、身元引受人1名（原則として群馬県内居住者）の誓約書を提出できる方。

※身元引受人を県内で選定できない場合は、事情により、県外居住者でも認められる場合がありますので、ご相談ください。

- (4) 入居可能日から15日以内に入居し住所を異動して、異動後の住民票を提出できる方
※提出がない場合または入居していないことおよび虚偽、不正入居が確認されると、入居決定の取消となる場合があります。

4. 日本国籍の方、または既に住民登録している外国籍の方

申込者が外国籍の方は、永住または定住(日本人の配偶者等、永住者の配偶者等を含む)の在留資格をお持ちの方。

また、同居親族が外国籍の方についても、日本国において住民登録されていなければなりません。

5. **抽選団地** 群馬県内に住所または勤務場所を有している方がお申込みできます。
随時団地 群馬県以外に住所を有している方でもお申込みできます。

6. 道府県民税および市町村民税（都民税および特別区民税を含む）を滞納していない方

7. 申込者本人および現に同居し、もしくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方

8. 過去および現在において、群馬県県営住宅管理条例に定める不正な使用または信頼関係の破綻となる行為等をしたことがない方（無断退去、迷惑行為等）

9. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、 公営住宅法施行令の定める収入基準（右の表に掲げる収入月額）以下である方

※年収の早見表および詳しい収入の計算方法は14~18ページのとおりです。

世帯区分	収入月額
原則階層世帯	158,000円まで
裁量階層世帯	214,000円まで

裁量階層世帯とは次に該当する世帯です。

裁量階層世帯	
高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居者がいる場合は、同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の方
障がい者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる方 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度の知的障がい者（療育手帳の障がい程度がA重・A中・A1・A2・A3の方） ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 エ 手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等
戦傷病者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
小学校未就学世帯	同居者に、小学校就学前の子どもがいる方
被爆者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

10. 県営住宅に係る未納の家賃がないこと

入居に際して以下の条件をお守りいただきます。

- ・住宅内外で犬、猫等のペットを飼育（預かり含む）または餌づけしないこと。
- ・共益費等をきちんと支払うこと。
- ・清掃等、団地共同活動に参加すること。
- ・無断駐車、路上等に迷惑駐車をしないこと。
- ・団地内の方とコミュニケーションをとり、協力し合うこと。
- ・管理人制度と役割を理解し、管理人としての仕事にご協力いただくこと。

III. 抽選団地申込時の注意事項

1. 申込資格要件をご確認（6、7、12ページ参照）のうえお申込みください。
申込みは1世帯1住宅とし、抽選団地へ入居を希望される方は、「抽選団地用」の申込書に希望の団地名とその住宅コードを記入してください。なお住宅コードは最終見開きページに「住宅コード一覧」を掲載しております。
 2. 郵送された県営住宅入居申込書により失格（申込資格要件に欠ける等）や無効（募集住宅以外への応募等）であることが明らかな場合および申込書の記載内容が不明瞭な場合は、抽選番号をつけず返却いたします。
 3. 世帯構成や人数によりお申込みできないタイプの住宅（12ページ「住宅の種類による資格要件」参照）がありますのでご注意ください。
 4. 次のような場合は失格になります。
 - (1) 申込（入居）資格要件に欠ける場合
 - (2) 1世帯で2通以上申込みをした場合
 - (3) 申込書に虚偽および不明瞭、不確定の記載があった場合
 - (4) 資格審査において指定された書類を指示された期日までに提出しなかった場合
 - (5) 資格審査において条件付きで合格相当と認められた方が、決められた日までに必要書類の提出ができない場合
 - (6) 資格審査、入居説明会を無断で欠席した場合
 - (7) 決められた日（入居可能日から15日以内）までに入居の手続きを行わなかった場合
- ※申込受付時と資格審査時の世帯状況が変化した場合は、失格となることがあります。

○選考方法

1. 抽選番号（県営住宅入居申込受付書）の交付
申込書が提出されますと申込資格の有無を確認し、適格者には抽選番号（県営住宅入居申込受付書）を郵送します。
2. 申込者が募集戸数を下回った場合は、申込者全員を入居予定者とします。
3. 申込者が募集戸数を上回った場合は、抽選とします。
抽選は、申込者の抽選番号に順位をつける抽選となり、その結果、当選者を選出します。
抽選会に出席されなくても抽選結果に影響はありません。
4. 抽選結果は、当落に関わらず申込者全員に郵送で通知します。
5. 特例（優遇）制度について
申込者が募集戸数を上回った場合において、次の9ページの表のいずれかに該当する世帯については、条例第10条に規定する選定の特例を適用し、抽選における当選確率を一般世帯に比べ高くなります。（一般世帯は1個、特例世帯は2個の抽選番号を付けます。）ただし、特例（優遇）に複数該当した場合でも、抽選番号は最大2個となります。

抽選は入居者を決定するものではありません。
入居資格審査対象者を決定するものです。
当選されても入居資格がなければ失格となり入居はできません。

○特例（優遇）世帯（優遇抽選を受けられる世帯です。抽選番号は最大2個）

※特例（優遇）世帯で申し込まれた方は、審査の結果、特例（優遇）非該当であった場合は、失格となりますので、ご注意ください。

該 当 世 帯	
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上(申込日時点)であり、次のいずれかに該当する方 ア 単身で入居する方 イ 同居者が配偶者（内縁及び婚約者を含む）だけの方 ウ 同居者が配偶者と満60歳以上の親族（一親等の血族または姻族）だけの方 エ 同居者のすべてが満60歳以上（一親等の血族または姻族）だけの方
障がい者世帯 お よ び 戦傷病者世帯	申込者本人または同居親族の1人以上が次のいずれかにあてはまる方 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度の知的障がい者（療育手帳の障がい程度がA重・A中・A1・A2・A3の方） ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 （障がい年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む） エ 手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等 オ 戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のいない方で同居親族が20歳未満（申込日時点）の子どもだけで、現に子どもを扶養している方（離婚未成立、調停中は非該当）
多子世帯	申込者に19歳未満の子ども（令和3年度：平成15年4月2日以降の出生、令和4年度：平成16年4月2日以降の出生）が3人以上いて、その3人を現に扶養しその子ども全員が県営住宅に入居できること。
子どもが小学生以下世帯 ※ひとり親世帯は該当しません。	同居親族が配偶者と中学校就学前の子ども（令和3年度：平成21年4月2日以降の出生、令和4年度：平成22年4月2日以降の出生）のみで現にその子どもを扶養し、全員が県営住宅に入居できること。 
生活保護受給世帯	申込者本人が生活保護法第6条第1項の被保護者の方
被爆者世帯	申込者本人が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている方
引揚者世帯	申込者本人が新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後5年以内の方で、引揚証明書の交付を受けている引揚者）
東日本大震災で福島県から避難している方	平成23年3月11日時点で、中通りおよび浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた方 ※入居資格や必要書類が通常申込と異なるため、申込前に電話でご相談ください。
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた方
DV被害者世带	申込者本人が配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する方 ア 女性相談所での一時保護が終了してから5年以内の方 （女性相談所長の発行する一時保護の証明書のある方） イ 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方 （注）加害者であった配偶者との同居は認められません。
犯罪被害者等世帯	申込者本人または同居親族の1人以上が、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当し、被害を被ったことが警察等で確認できる方（犯罪被害を被ってから5年以内） (1) 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難と認められる方 (2) 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたことによって、当該住宅に居住し続けることが困難と認められる方
5回以上落選世帯	連続して5回以上、同一世帯同一主義で県営住宅の申込みをし、入居することができない方 ただし、辞退または失格により入居できない方は該当しません。

IV. 申込時または審査時の提出書類

申込資格の有無は、必要書類すべてを提出していただいてから審査します。
なお、住宅周辺の環境や交通機関等ご確認のうえ、お申込みください。

1. 必ず提出いただく書類（所定の申込書および①～⑤を添付）

※各種公的証明書類は、3か月以内に発行されたものが有効です。

番号	提出書類	発行元等	摘要
①	<input type="checkbox"/> 住民票	市・区役所 町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※続柄、本籍地、戸籍筆頭者等を省略していないもの。 ※マイナンバーが記載されていないもの。
②	※令和3年6月～12月までの期間に申込まれる場合 <input type="checkbox"/> 所得課税証明書 令和3年度（令和2年分）	市・区役所 町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※令和3年3月まで中学生であった方を除く。 ※収入や所得金額、各種控除等がわかるものが必要です。
※令和4年1月～5月までの期間に申込まれる場合			
	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書 令和3年度（令和2年分） と以下のアイウで該当するもの <input type="checkbox"/> ア 給与所得の源泉徴収票 令和3年分 <input type="checkbox"/> イ 公的年金等の源泉徴収票 令和3年分 <input type="checkbox"/> ウ 確定申告書（控） 令和3年分 ※ 住民税申告書（控） 令和3年分	市・区役所 町・村役場等 勤務先 日本年金機構等 税務署等 市・区役所 町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※令和3年3月まで中学生であった方を除く。 ※収入や所得金額、各種控除等がわかるものが必要です。 アイウについては16歳以上の方全員分 ○就労されている全員分 ※手書きやコピーの場合は、勤務先の朱肉印が押されたものが必要です。 ※複数ある場合は、すべてのものが必要です。 ○年金を受給されている全員分 ※複数ある場合は、すべてのものが必要です。 ○確定申告をされている全員分 ※原則として税務署の受付印が押されたものが必要です。 ※上記アイウに該当されない方（学生や無職・無収入者等） ※原則として役所・役場等の受付印が押されたものが必要です。 ※収入が『0円』であることがわかる申告書（控）が必要となります。
③	<input type="checkbox"/> 住民税納税証明書（令和2年度） または 非課税証明書（令和2年度）	市・区役所 町・村役場等	◎申込者本人分のみ ※課税されている方は、完納した証明書。 ※課税されていない方は、非課税証明書。
④	<input type="checkbox"/> 保険証のコピー ※ 保険証の「保険者番号」、「記号」、「番号」が見えないよう COPY したもの	本人	◎入居を予定している全員分 ・健康保険 ・国民健康保険 ・各種共済組合 ・船員保険 ※国民健康保険、各種保険被扶養者で、現在、就労されている方は 次ページ表中の⑯在職証明書または、⑰事業申告書が必要となります。
⑤	住宅の証明書 以下のアイウのいずれか <input type="checkbox"/> ア 賃貸借契約書のコピー (すべてのページ分) <input type="checkbox"/> イ 固定資産(家屋)課税台帳 記載事項証明書 (評価証明書) <input type="checkbox"/> ウ 入居証明書	本人 (貸主) 市・区役所 町・村役場等 市・区役所 町・村役場等 住宅供給公社	◎申込者本人分のみ ※住民票の住所が申込者本人と異なる場合は、同居予定者の分も必要です。 ○アパートやマンション等の民間賃貸物件にお住まいの方 ※社宅等で賃貸契約書が無い場合は貸主との賃借証明書をご提出ください。 ○親族等名義の家にお住まいの方 ※共有名義の場合は、共有者すべてがわかるもの。 ○公営住宅にお住まいの方（県営・市営・町営等） ※入居していることが証明できる書類をご提出ください。

▲ ご提出いただいた書類については、一切返却できませんので、ご了承ください。▲

2. 該当する方のみに提出していただく書類

区分		発行元等	提出書類
世帯は控除・世帯状況等を確認するため	① ひとり親世帯の方	市・区役所・町・村役場等 本人	戸籍謄本（配偶者の死亡、離婚、子どもの親権が確認できるもの） ＊親権が元配偶者にある場合は親権者の同意書 寡婦・ひとり親の申出書【書式は指定】 ＊所得課税証明書・源泉徴収票・確定申告書で寡婦・ひとり親控除が確認できない方のみ
	② 成人で独身の方	市・区役所・町・村役場等 本人	戸籍謄本（配偶者の有無が確認できるもの） ＊ただし、寡婦控除に該当する方は配偶者の死亡が確認できるもの 寡婦・ひとり親の申出書【書式は指定】 ＊所得課税証明書・源泉徴収票・確定申告書で寡婦・ひとり親控除が確認できない方のみ
		本人	自活状況申立書【書式は指定】（単身入居の方のみ）
	③ 外国籍で上記①または②に該当する方で、戸籍謄本等が持たれない方	大使館等	配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳
	④ 障がい者に該当する方 指定難病患者に該当する方	本人	身体障がい者手帳のコピー、精神障がい者保健福祉手帳のコピー、療育手帳のコピー、受給者証のコピー、戦傷病者手帳のコピー等
	⑤ 外国籍の方	本人	在留カードの表裏両面のコピー
	⑥ 内縁関係に該当する方	市・区役所・町・村役場等	それぞれの戸籍謄本（配偶者の有無の確認のため）および内縁関係が確認できるもの（住民票、扶養証明書等）
	⑦ 現在婚約中の方	第3者等	婚約証明書【書式は指定】 ＊入居説明会までに入籍したことが戸籍謄本等で確認できることが条件となります。
	⑧ ぐんまパートナーシップの宣誓をされた方	群馬県	ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カードまたは転入予定者受付票
	⑨ 原子爆弾被爆者に該当する方	本人	被爆者健康手帳のコピー
	⑩ DV 被害者に該当する方	女性相談所 または 裁判所 市・区役所・町・村役場等	次のいずれかの書類 ・女性相談所の発行する一時保護の証明書 （一時保護または保護が終了した日から5年以内） ・裁判所の保護命令（接近禁止命令）のコピー（効力が生じた日から5年以内） 戸籍謄本（離婚が成立していない方または婚姻関係がわかる公的証明書と日本語訳）
仕事や収入は（年間の収入計算をするため）	⑪ 生活保護を受給している方	市または県	生活保護受給証明書 市、または県（町村の方）の福祉事務所発行のもので受給開始年月日の記載があるもの
	⑫ 別居扶養者のいる方	勤務先（扶養証明書） 市・区役所・町・村役場等	扶養証明書および被扶養者の住民票（扶養親族を確認するため）
	⑬ 令和2年1月2日以降に現在の職場に就職した方 ※令和4年1月以降の申込みは令和3年1月2日以降	勤務先	給与支払証明書【書式は指定】 ＊勤務先の代表者等が証明したもの
	⑭ 国民健康保険に加入している方	勤務先	在職証明書【書式は指定】 ＊勤務先の代表者等が証明したもの
	⑮ 令和2年1月2日以降に自営業を開業した方 ※令和4年1月以降の申込みは令和3年1月2日以降	本人	収支明細書【書式は指定】 ＊収支実績月数が1か月未満の方は不要です。
	⑯ 自営業の方	本人	税務署長に提出した開業届の控または事業申告書【書式は指定】
	⑰ 退職予定の方	勤務先	退職予定証明書【書式は指定】（勤務先の代表者等が証明したもの） ＊退職予定で申込みの方は、退職後に退職証明書および申出書の提出が資格審査までに必要です。 住宅のご案内は、上記書類の提出後となります。
	⑱ 令和2年1月1日以降に退職し現在無職、または転職した方	退職先または本人	退職証明書【書式は指定】（勤務先の代表者等が証明したもの）または雇用保険受給資格者証のコピー
	⑲ 令和2年1月1日以降に廃業し現在無職、または転職した方	本人	税務署長に提出した廃業届の控
	⑳ 令和元年11月以降に新たに年金の受給権を取得した方 ※令和4年1月以降は令和2年11月以降	本人	年金証書のコピー
	㉑ 現在、無職の方	本人	申出書【書式は指定】＊中学生以下の方は不要です。
その他	㉒ ハンセン病療養所等に入所していた方	ハンセン病療養所 または厚生労働省	入所証明書 ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの
	㉓ 申込者本人または同居予定者以外の方がお手続きをされる場合	本人および代理人	委任状 ＊原則、説明会の代理参加は不可となります。
	㉔ 群馬県外に在住・在勤の方 (随時団地を申込む方のみ)	本人	本県に入居する理由書【書式は指定】 ＊子ども被災者支援法による優遇措置、福島復興再生措置法等 被災者関係による入居資格の特例に該当する場合は不要です。
	㉕ 連続5回以上落選世帯 (抽選団地を申込む方のみ)	本人	「県営住宅抽選結果通知書」（落選）5枚

◎注意：申込世帯および現在の住居の状況によっては、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

また、再審査時に追加して書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

V. 住宅種類による資格要件

抽選 団地

申込みされる方の世帯構成によって、申込みできる住宅と、できない住宅があります。
次の表をよくご覧になってからお申込みください。

住 宅 種 類	資 格 要 件 等
(1) 一般住宅	2人以上世帯の方が申込みできます。(単身者の申込みはできません。)
(2) 単身入居可能住宅	単身申込資格者(居宅において自活可能な方)が申込みできます。なお、2人以上の世帯の方でも申込みできます。 ※単身者に適した広さで非常通報装置が設置されている住宅もあります。
(3) 車イス住宅 ※車イスを使用されている方で、身体障がい者手帳の1～3級の方が該当します。	次のいずれかの方が申込みできます。 ア 2人以上世帯 車イスを使用する方がいる、2人以上の世帯の方が申込みできます。 イ 単身可 車イスを使用する方がいる世帯の方が申込みできます。(単身者も申込みできます。) ※特例世帯としての優遇抽選は受けられません。
(4) 高齢者・障がい者向住宅 (単身可)	次のいずれかの方が申込みできます。 ア 申込者が60歳以上の単身者、または申込者が60歳以上で2人以上の世帯の方 ※募集期間内に年齢が60歳に達している方です。 イ 申込者が障がい者(①身体障がい者1～4級、②精神障がい者1～2級、③知的障がい者A、④難病患者等)で単身者、または2人以上の世帯の方 ※単身者に適した広さで非常通報装置が設置されている住宅もあります。
(5) 高齢者・障がい者向住宅	次のいずれかの方が申込みできます。(単身での申込みはできません。) ア 申込者が60歳以上で、2人以上の世帯の方 ※募集期間内に年齢が60歳に達している方です。 イ 申込者が障がい者(①身体障がい者1～4級、②精神障がい者1～2級、③知的障がい者A、④難病患者等)で、2人以上の世帯の方 ※非常通報装置が設置されている住宅もあります。
(6) 子育て支援住宅	単身者の申込みはできません。 現在子育て中の世帯の経済的負担を少しでも軽減していただけるよう、小中学校に近接する子育てに適した住宅です。 これは、子育て世帯を支援することにより、次世代育成を推進することを目的としています。 9ページ特例(優遇)世帯の「ひとり親世帯」「多子世帯」「子どもが小学生以下世帯」のいずれかに該当し、かつ13歳未満(入居可能日の前日現在)の者と現に同居し、その者を扶養している方が申込みできます。(扶養児童の中に13歳未満の児童が1人以上いる方です。) ※特例世帯としての優遇抽選は受けられません。

※抽選団地の事故住宅については、随時団地として申込みを受付けておりますのでご相談ください。

**随時
団地**

申込みされる方の世帯構成によって、申込みできる住宅と、できない住宅があります。
次の表をご覧になってからお申込みください。

住 宅 種 類	資 格 要 件 等
(1) 一般住宅	入居申込資格を満たしているすべての方（6・7ページ参照）が申込みできます。
(2) 車イス住宅	車イスを使用されている方で、身体障がい者手帳の1級～3級をお持ちの方が申込みできます。
(3) 多家族向住宅	<p>家族の多い世帯向けの住宅です。 次のいずれかの方が申込みできます。</p> <p>ア) 一般 5人以上の世帯の方が申込みできます。</p> <p>イ) 身障者同居 常時車イスを使用する方がいる、5人以上の世帯の方が申込みできます。（身体障がい者手帳の1級～3級をお持ちの方）</p>
(4) 子育て支援住宅	<p>単身者の申込みはできません。</p> <p>現在子育て中の世帯の経済的負担を少しでも軽減していただけるよう、小中学校に近接する子育てに適した住宅です。</p> <p>これは、子育て世帯を支援することにより、次世代育成を推進することを目的としています。</p> <p>該当世帯は「ひとり親世帯」「多子世帯」「子どもが小学生以下世帯」のいずれかに該当し、かつ13歳未満（入居可能日の前日現在）の者と現に同居し、その者を扶養している方が申し込みできます。（扶養児童の中に13歳未満の児童が1人以上いる方です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯（母子・父子世帯）…申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のいない方で同居親族が20歳未満（入居可能日の前日時点）の子どもだけで、現に子どもを扶養している方（離婚未成立、調停中は非該当） ・多子世帯…申込者に19歳未満の子ども（令和3年度：平成15年4月2日以降の出生、令和4年度：平成16年4月2日以降の出生）が3人以上いて、その3人を現に扶養しその子ども全員が県営住宅に入居できること。 ・子どもが小学生以下世帯…同居親族が配偶者と中学校就学前の子ども（令和3年度：平成21年4月2日以降の出生、令和4年度：平成22年4月2日以降の出生）のみで現にその子どもを扶養し、全員が県営住宅に入居できること。
(5) 事故住宅	<p>前入居者が室内でお亡くなりになるなどして、その後、次の入居がない住宅です。</p> <p>なお、この住宅に申込みの際はその旨をよくご理解ください。</p> <p>*家賃は、ほかの住宅と同じです。減額の取扱い等は一切ございません。</p> <p>*抽選団地の事故住宅については随時団地として取り扱っていますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>抽選団地で比較的、高倍率である団地でも該当住宅がある場合があります。</p>

VI. 収入の計算方法

1. 収入基準について

県営住宅の入居条件の中には、収入基準があります。

世帯全員の収入額を所得に換算し、総所得額から控除額を引いたものを12（月）で割ります。

次の計算式により算定した額が15万8千円以下であることが必要です。

（裁量世帯については21万4千円以下です。 7ページ参照）

$$\frac{\text{世帯の所得金額} - \left[\begin{array}{l} \text{扶養親族数} \\ (4.\text{イ参照}) \end{array} \times 38\text{万円} + \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ (4.\text{ウ}\sim\text{ク参照}) \end{array} \right]}{12} = \begin{array}{l} \text{月額}158,000\text{円以下} \\ (\text{裁量世帯}214,000\text{円以下}) \end{array}$$

○給与所得・事業所得・雑所得・不動産所得等で、譲渡所得等の一時的な所得を除きます。

○仕送り、遺族年金、障がい者年金、失業給付金、労災保険の各種給付金生活扶助料等の非課税所得、一時的な収入（退職所得、譲渡所得等）は所得金額0円で計算してください。

○過去に収入があつても、現在失業中の方、または現在収入があつても資格審査の書類の提出までに退職をした旨の証明書が提出でき、かつ退職後に無収入となる方は所得金額はないものとしてください。

2. 世帯で1人が収入を得ている場合の収入基準早見表

収入基準早見表は、世帯に収入のある方が1人の場合で、給与所得者等控除および同居（扶養）親族控除を考慮して計算したもので、下表の区分に応じた年収以下であれば収入基準を満たします。ほかの各種控除がある方は、17ページの「各種控除の内容と控除額」を参照して月額所得額を計算してください。

- ・給与収入世帯の場合は、諸手当・賞与・税金等をすべて含めた総支給額です。
- ・世帯員数には別居扶養となっている方も含まれます。

●給与収入世帯の場合（前年1年間の総支給額）

人 数	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原 則 階 層	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円
裁 量 階 層	3,887,999円	4,363,999円	4,835,999円	5,311,999円	5,787,999円

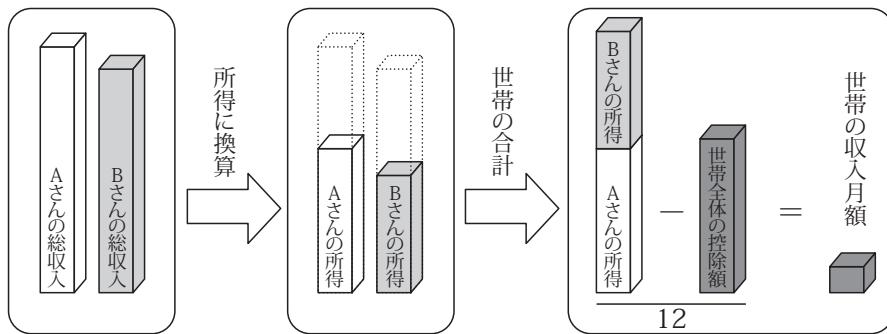
●事業所得世帯の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

人 数	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原 則 階 層	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円
裁 量 階 層	2,568,000円	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円

3. 世帯で複数の方が収入を得ている場合

入居しようとする方全員の年間の収入金額（年収）を所得に換算（15ページ「給与所得の計算方法」を参照）した総所得額から世帯全体の控除額（17ページの控除額）を引いて、収入月額を求めてください。

世帯で複数の方が収入を得ている場合の月額の計算方法イメージ



(1) 給与所得者の場合 (就労時期により下記①、②の方法で年間収入を算出してください。)

給与所得でいう総収入額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、諸手当等を含むすべての収入金額です。(ただし、通勤手当等のうち非課税所得は含みません。)

給与所得は総収入ではなく給与所得控除後の金額です。給料・賃金・ボーナス等の所得で会社員・店員・日雇労働者・パート事業専従者等の収入が該当します。

就職（就労）の時期	計算方法	算出した金額																						
①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	(注) 給与所得者が2人以上いる場合は、それぞれ個別に計算してください。																						
②申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降就職または転職した方 (年の中途で再就職した場合)	再就職後の各月の収入の合計 (賞与を除く) $\times 12$ 再就職後の月数 $+ \text{賞与} = \text{年間の推定総収入金額}$ (注) 1か月未満の勤務による収入はその月の収入を除いて計算してください。 ※現在の勤務先に勤めてまだ1か月分の給与を受けていない方は、前年の所得を基に収入認定を行います。	年間総収入金額 円 端数整理 (端数整理後の金額) 年間総収入金額または、年間推定総収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの人は次の例により端数整理をする。																						
		例) (総収入金額) (定数) $3,832,999 \text{円} \div 4,000 \text{円} = 958 \text{円}$ (端数整理) (定数) $958 \text{円} \times 4,000 \text{円} = 3,832,000 \text{円}$ (端数整理後の総収入金額) (注) 1,627,999円以下の人は端数整理はしない。																						
		年間所得金額 A 円 (注) 給与所得者が2人以上いる場合はここで所得を合算してください。																						
		年間総収入の金額 <table border="1"> <tr> <th>年間総収入の金額</th> <th>給与所得の計算方法</th> </tr> <tr> <td>イ 550,999円まで</td> <td>給与所得は0円</td> </tr> <tr> <td>ロ 551,000円から 1,618,999円まで</td> <td>$(\text{総収入金額}) - 550,000 \text{円}$</td> </tr> <tr> <td>ハ 1,619,000円から 1,619,999円まで</td> <td>給与所得は=1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>ニ 1,620,000円から 1,621,999円まで</td> <td>給与所得は=1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>ホ 1,622,000円から 1,623,999円まで</td> <td>給与所得は=1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 1,624,000円から 1,627,999円まで</td> <td>給与所得は=1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>ト 1,628,000円から 1,799,999円まで</td> <td>$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.6 + 100,000 =$</td> </tr> <tr> <td>チ 1,800,000円から 3,599,999円まで</td> <td>$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.7 - 80,000 \text{円} =$</td> </tr> <tr> <td>リ 3,600,000円から 6,599,999円まで</td> <td>$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.8 - 440,000 \text{円} =$</td> </tr> <tr> <td>ヌ 6,600,000円から 8,500,000円まで</td> <td>$(\text{総収入金額}) \times 0.9 - 1,100,000 \text{円} =$</td> </tr> </table>	年間総収入の金額	給与所得の計算方法	イ 550,999円まで	給与所得は0円	ロ 551,000円から 1,618,999円まで	$(\text{総収入金額}) - 550,000 \text{円}$	ハ 1,619,000円から 1,619,999円まで	給与所得は=1,069,000円	ニ 1,620,000円から 1,621,999円まで	給与所得は=1,070,000円	ホ 1,622,000円から 1,623,999円まで	給与所得は=1,072,000円	ヘ 1,624,000円から 1,627,999円まで	給与所得は=1,074,000円	ト 1,628,000円から 1,799,999円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.6 + 100,000 =$	チ 1,800,000円から 3,599,999円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.7 - 80,000 \text{円} =$	リ 3,600,000円から 6,599,999円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.8 - 440,000 \text{円} =$	ヌ 6,600,000円から 8,500,000円まで	$(\text{総収入金額}) \times 0.9 - 1,100,000 \text{円} =$
年間総収入の金額	給与所得の計算方法																							
イ 550,999円まで	給与所得は0円																							
ロ 551,000円から 1,618,999円まで	$(\text{総収入金額}) - 550,000 \text{円}$																							
ハ 1,619,000円から 1,619,999円まで	給与所得は=1,069,000円																							
ニ 1,620,000円から 1,621,999円まで	給与所得は=1,070,000円																							
ホ 1,622,000円から 1,623,999円まで	給与所得は=1,072,000円																							
ヘ 1,624,000円から 1,627,999円まで	給与所得は=1,074,000円																							
ト 1,628,000円から 1,799,999円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.6 + 100,000 =$																							
チ 1,800,000円から 3,599,999円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.7 - 80,000 \text{円} =$																							
リ 3,600,000円から 6,599,999円まで	$(\text{端数整理後の総収入金額}) \times 0.8 - 440,000 \text{円} =$																							
ヌ 6,600,000円から 8,500,000円まで	$(\text{総収入金額}) \times 0.9 - 1,100,000 \text{円} =$																							

計算例

ケース①	夫 給与収入440万円 (所得金額308万円)	妻パート収入60万円 (所得金額5万円)	子 17才	子 14才
	$\frac{(308\text{万円} + 5\text{万円}) - \{(3\text{人} \times 38\text{万円}) + 10\text{万円} + 5\text{万円} + (1\text{人} \times 25\text{万円})\}}{12\text{か月}} = \text{月額}132,500\text{円}$ ※25万円は特別控除(特定扶養)			

(2) 公的年金所得者の場合

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、恩給、各種共済年金等で所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額0円として計算してください。

年金受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法	年間所得金額 B 円
64歳以下の方	600,000円まで	所得は0円	
	600,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 600,000円 =	
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =	
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =	
65歳以上の方	1,100,000円まで	所得は0円	
	1,100,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,100,000円 =	
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000円 =	
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000円 =	

計算例

ケース ②	夫 年金収入250万円 (所得金額140万円)	妻 パート収入60万円 (所得金額5万円)
	$\frac{(140\text{万円} + (5\text{万円}) - \{(1\text{人} \times 38\text{万円}) + 10\text{万円} + 5\text{万円}\}}{12\text{か月}} = \text{月額}76,667\text{円}$	

(3) その他の所得・日雇の場合

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当いたします。

年間所得金額の計算	開業等の時期	計算の方法	年間所得金額 C 円
	①現在の事業を前年1月1日以前から営み、引き続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費	
	②現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する。	
日の所得	③現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの 〔総収入額(総売上額) × (12/ 営業月数)〕 - 〔総支給額(合計必要経費) × (12/ 営業月数)〕 = 1年間の確定所得金額 ※家内労働者等に限り55万円まで経費とする事ができます。	
	雇用の時期	計算の方法	
	①前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)	
雇	②前年1月2日以後に現在の日雇いを始めた方	日雇を始めた翌月の所得金額から計算する (所得金額の計算、収入期間のとり方等については給与所得の例にならってください。)	

4. 各種控除の内容と控除額

世帯の年間所得金額（A・B・C）から次の控除金額を差し引いてください。

		控除名	控除金額	控除を受けられる方
一般控除	ア	給与所得者等控除	一人につき 10万円まで (所得の範囲内)	申込者および同居者で給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方
	イ	扶養親族控除	一人につき 38万円	申込者を除く、同居者、別居同一生計配偶者および別居扶養親族の方 ※収入の有無にかかわらず控除され、すべての世帯に該当します。

ウ～クの控除は、世帯に老人扶養親族、特定扶養親族、障がい者、特別障がい者、寡婦またはひとり親の方がいる場合に、ア～イの控除にあわせて控除することができます。

特別控除	ウ	老人扶養親族	一人につき 10万円	申込者を除く、同一生計配偶者または扶養親族で70歳以上の方
	エ	特定扶養親族	一人につき 25万円	申込者および配偶者を除く、扶養親族で16歳以上23歳未満の方
	オ	障がい者控除	一人につき 27万円	申込者または上記イに該当する方で、身体障がい者手帳（3級～6級）、精神障がい者保健福祉手帳（2、3級）または療育手帳（B）を持っている方等
	カ	特別障がい者控除	一人につき 40万円	申込者または上記イに該当する方で、身体障がい者手帳（1、2級）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A）を持っている方等
	キ	ひとり親控除	一人につき 35万円まで (所得の範囲内)	申込者または同居者で、現に婚姻をしていないまたは配偶者の生死の明らかでない方のうち、以下の①～③に該当する方 ①生計を一にする子（年間所得金額48万円以下）を有すること ②年間所得金額が500万円以下であること ③事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと
	ク	寡婦控除	一人につき 27万円まで (所得の範囲内)	(1) 申込者または同居者で、夫と離婚したあと婚姻をしていない女性のうち、以下の①～③に該当する方 ①扶養親族を有すること ②年間所得金額が500万円以下であること ③事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと (2) 申込者または同居者で、夫と死別したあと婚姻をしていないまたは夫の生死の明らかでない女性のうち、以下の①、②に該当する方 ①年間所得金額が500万円以下であること ②事実上婚姻関係と同様の事情がある人がいないこと ※ひとり親に該当する方を除く

（各種控除の計算方法）

年間所得金額から差し引く額です。世帯の実情により上の表からあてはまるところを計算してください。

控除名	控除の金額			控除額合計
給与所得者等控除	10万円 (上限)	×	人 =	
扶養親族控除	38万円	×	人 =	
老人扶養親族	10万円	×	人 =	
特定扶養親族	25万円	×	人 =	
障がい者控除	27万円	×	人 =	
特別障がい者控除	40万円	×	人 =	
ひとり親控除	35万円 (上限)	×	人 =	
寡婦控除	27万円 (上限)	×	人 =	D 円



5. 月収額の計算

15~16ページで算出した年間所得金額A・B・Cをもとに、17ページの各種控除額Dを差し引いて収入月額を計算してください。

年間所得金額（※）	控除額合計	計算した収入月額
(A・B・C 円)	- D 円)	÷ 12 = 円

※AとBの双方を有する方で、AとB（それぞれ10万円を超える場合は10万円とする）の合計額が10万円を超える場合については、10万円を超えた分をAから差し引いてください。

①原則階層世帯 申込世帯の収入月額（月収所得金額）が158,000円以下なら申込みできます。
※裁量階層世帯に該当しない方は原則階層世帯です。

②裁量階層世帯 申込世帯の収入月額（月収所得金額）が214,000円以下なら申込みできます。
※裁量階層世帯については7ページを参照してください。

※群馬県住宅供給公社のホームページにてシミュレーションができます。



MEMO

VII. 県営住宅の家賃について

1. 県営住宅家賃の仕組み

県営住宅の家賃は、世帯全員の収入と各住宅から受ける便益（立地、広さ、築後年数等）によって決定する仕組みになっています。（具体的な家賃の計算方法は、21ページの「3. 家賃算定の方法」をご覧ください。）

- (1) はじめて入居される場合は皆さんから収入を証明する書類（所得（課税）証明書、源泉徴収票等）を提出していただき、「収入月額」を算定し、どの「収入分位」に該当するか決定します。
- (2) 翌年度からは、毎年「収入に関する申告書」を提出していただき「収入分位」を決定し、家賃を再計算します。この「収入に関する申告書」は、翌年4月から1年間の家賃を決定するため、前年の世帯全員の収入を申告していただくものです。

このため、毎年の申告の結果、「収入月額」の増減により家賃が増減します。

なお、「収入に関する申告書」を提出しない場合は、法令で認められる最高額の家賃となります。

- (3) 収入が著しく少なく、次の要件に該当する世帯等は、家賃の減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

なお、生活保護法による住宅扶助を受給している世帯、または生活困窮者自立支援法による住居確保給付金を受給している世帯は、家賃の減免は受けられません。

該 当 世 帯	
ひとり親世帯	夫または妻と死別し、もしくは離婚した後、婚姻していない、または夫または妻の生死が明らかでない（船舶の沈没等の事故による生死不明や、3年以上生死が分からなかった場合等）、あるいは婚姻によらないで母または父となつた方で現に婚姻していない方で、生計を一にする20歳未満の児童を有する世帯
高齢者等世帯	入居者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の世帯
障がい者世帯	入居者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる世帯 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（療育手帳の障がい程度がA重・A中・A1・A2・A3・B1・B中の方） ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 エ 手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等

2. 家賃の種類

- (1) 「本来入居者の家賃」が適用になる方

収入月額158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学等、裁量階層世帯は214,000円）以下の入居者です。

- (2) 「収入超過者の家賃」が適用になる方

県営住宅に引き続き3年以上入居していて、かつ、「収入月額」が158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学などの裁量階層世帯は214,000円）を超える入居者です。

なお、収入超過者は、収入基準を超えており、住宅を明け渡すよう努める義務があります。

- (3) 「高額所得者の家賃」が適用になる方

県営住宅に引き続き5年以上入居していて、かつ、最近2年間の「収入月額」が引き続き313,000円を超える入居者です。

なお、高額所得者は、収入基準を大幅に超えており、県では、期限を定めて住宅の明け渡しを請求します。

3. 家賃算定の方法

(1) 本来入居者の家賃 (次の式により算出します。)

①	②	③	④	⑤
家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数				

①家賃算定基礎額

分位	収入月額		家賃算定基礎額
	下限額	上限額	
収入分位1 (0~10%)	0円	104,000円	34,400円
収入分位2 (10~15%)	104,001円	123,000円	39,700円
収入分位3 (15~20%)	123,001円	139,000円	45,400円
収入分位4 (20~25%)	139,001円	158,000円	51,200円
収入分位5 (25~32.5%)	158,001円	186,000円	58,500円
収入分位6 (32.5~40%)	186,001円	214,000円	67,500円
収入分位7 (40~50%)	214,001円	259,000円	79,000円
収入分位8 (50%~)	259,001円		91,100円

②市町村立地係数

各市町村の地価の状況を考慮して、各市町村ごとに定められた数値です。

③規模係数

当該県営住宅の床面積を、65m²で除して算出します。

④経過年数係数

民間賃貸住宅の家賃の変動等を考慮して、定められた式により算出します。

⑤利便性係数

当該県営住宅の立地条件（立地的利便性）、市町村合併条件（市町村合併とともになう家賃の激変緩和措置）と設備条件（団地居住性能利便性）を考慮して算出します。

(2) 収入超過者の家賃 (次の式により算出します。)

本来入居者の家賃 + (近傍同種の住宅家賃一本來入居者の家賃)
×収入に応じて定められる率

入居者の収入月額	超過者となってから年度	収入に応じて定められる率
158,001円～186,000円	1年目	1／5
	2年目	2／5
	3年目	3／5
	4年目	4／5
	5年目以降	1
186,001円～214,000円	1年目	1／4
	2年目	2／4
	3年目	3／4
	4年目以降	1
214,001円～259,000円	1年目	1／2
	2年目以降	1
259,001円～	初年度以降	1

VIII. その他

1. 家賃の支払いについて

家賃は入居可能日から発生します。家賃および駐車料は口座振替により納入していただきます。

2. 入居中の手続きについて

(1) 同居承認申請

入居の許可を受けた方以外は居住できません。ただし、配偶者や3親等内の血族または2親等内の姻族等などで、やむを得ないと認められるときは同居が認められる場合があります。

(2) 入居の継続申請

名義人が死亡または退去した場合、残された同居親族が引き続いて住むときは、その事実の発生後、30日以内に知事に承認の申請をしなければなりません。

※規定により承継できない場合があります。

(3) 緊急連絡先・身元引受人の変更申請

緊急連絡先を変更するとき、身元引受人が死亡した場合や後見等の審判を受けた場合などで身元引受人を変更する時は、知事に承認申請をしなければなりません。

※次の場合には、公社へ届出を行ってください。

氏名変更、勤務先変更(退職・廃業等も含む)、子の出生、名義人以外の入居者の死亡、名義人以外の入居者の転出、緊急連絡先・身元引受人の住所氏名等が変わったとき、15日以上県営住宅に住まないとき

3. 県営住宅の明渡請求事項について

次の場合は、住宅の明け渡しの対象となりますので注意してください。

- (1) 不正行為によって入居したとき
- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき
- (3) 県営住宅または共同施設を故意にき損（キズ付けた等）したとき
- (4) 正当な理由が無く引き続き15日以上県営住宅を使用しない（留守にする）とき
- (5) 条例で規定する身元引受人の変更事実が発生したにもかかわらず身元引受人を変えず、または不正行為によって当該変更承認を得たとき
- (6) 知事（公社理事長）の承認を得ず、当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき、または不正行為によって同居の承認を得たとき
- (7) 知事（公社理事長）の承認を得ず、または不正行為によって当該県営住宅の入居の地位の承継の承認を得たとき
- (8) 収入の申告をせず、または偽って収入の申告をしたとき
- (9) 不正行為によって家賃の減免または徴収猶予を受けたとき
- (10) 条例の規定に基づく県営住宅および共同施設の修繕に要する費用の負担をしないとき
- (11) 条例の規定に基づく入居者の費用負担義務を怠ったとき
- (12) 知事（公社理事長）からの修繕に支障がある行為の禁止の指示に従わないとき
- (13) 条例に規定する入居者保管義務に違反したとき
- (14) 当該県営住宅をほかの者に貸し、またはその入居の権利をほかの者に譲渡したとき
- (15) 知事（公社理事長）の承認を得ず当該県営住宅を住宅以外の用途に使用したとき
- (16) 知事（公社理事長）の承認を得ず当該県営住宅を模様替えし、増築し、もしくは改築し、または県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき
- (17) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）

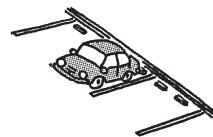
4. 駐車場について

- (1) 県営住宅には、駐車場のある団地とない団地があります。
- (2) 駐車場のある団地では、原則として1戸に1台分を有料でお貸ししています。
※団地により、2台分以上貸出可能な団地もございます。
詳細はお問い合わせください。
- (3) 駐車できるのは、次の大きさまでの自動車ですが、各団地の駐車場により異なります。
また、一部団地については下記表以外の区画もあります。

駐車区分・規格	駐車できる自動車の大きさ		
	車長	車幅	車高
狭 小	4.7m以内	1.7m以内	2.0m以内
中 間	5.0m以内	1.85m以内	2.3m以内
標 準	5.0m以内	2.0m以内	2.3m以内
軽 専 用	3.5m以内	1.5m以内	2.3m以内

- (4) 団地内の駐車場以外の通路や緑地等の場所には、絶対に駐車しないでください。

埋設管や簡易舗装を壊し、救急車、消防車等の活動のさまたげとなるばかりでなく、子どもの飛び出し等、交通事故の原因となりとても危険です。

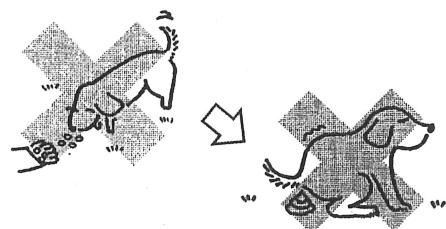


5. 住宅の返還について（次の手続きを行っていただきます。）

- (1) 返還予定日の15日前までに、群馬県住宅供給公社管理部等の窓口で返還に必要な手続きを行っていただきますので、あらかじめ電話でご連絡ください。
なお、中島団地（草津町）については、草津町役場で返還の手続きを行ってください。
- (2) 豊表の取替え、ふすま・障子の貼り替え、破損箇所の修繕、汚れ箇所の清掃等、入居者負担で、入居時の状態に直していただきます。

6. その他

- (1) 次の共同施設の費用は、共益費として入居者の皆さんで管理負担していただきます。
- ア 階段灯や外灯の電球等の交換と電気料金
イ 共同使用の水道使用料金や給水施設の電気料金
ウ 汚水処理施設の電気料金や維持管理費
エ 集会所の電球等の交換と水道光熱費
オ エレベータの電気料金
カ その他（必要な費用）



- (2) 県営住宅では、犬、猫、鳥等の動物を飼うこと（預かること、餌づけも含む）は、県営住宅の損傷につながり、また、ほかの入居者に迷惑となるので一切禁止しています。
犬、猫、鳥等のペットを飼うと、建物や部屋に損傷（悪臭等も含む）を与え、退去時に多額の原状回復費用を負担していただくことになります。動物の鳴き声・抜け毛・粪尿により、環境衛生が悪化します（うるさい、汚い、臭い等）。ほかの入居者に迷惑や害を与えるため、絶対に飼わないでください。

IX. 外国籍の方へ

How to apply for prefectoral housing (*Ken-ei Jutaku*)

Prefectoral housing is a national government-subsidized low-rent public housing project for low-income households.

There are qualifications for application under relevant laws and codes. Applications are accepted either (1) for the lottery or (2) on an as-needed basis.

For details on application procedure (for the lottery or as-needed basis), qualifications, rent, and other details, please ask the Gunma Housing Supply Corp. (*Gunma-ken Jutaku Kyokyū Kosha*).

(1) Applications for the lottery (*Chusen Danchi*)

*Please note that you cannot apply if you are currently living in other public housing unless otherwise specified.

- Applications for the lottery are accepted at any time. The successful candidates will be decided in a drawing as openings become available. (Your application form is valid from the month of application to the end of the same month of the next year)
- There will be a screening process after the successful candidates were announced by an open drawing.

Asakura Prefectural Housing



(2) As-needed basis applications (*Zuiji Danchi*)

*Please note that you can apply even if you are currently living in other public housing.

- There are public housing projects that accept applications on as-needed basis. (Applications are accepted on a first-come-first-served basis. Your application form is valid from the month of application to the same month of the next year.)
- The procedure is different from the application system for the lottery, please ask the Gunma Housing Supply Corp. for more details.

◎Please visit the website of Gunma Housing Supply Corp. for the maps and photos of our housing projects.

◎Applications for the lottery and as-needed basis applications require different qualifications and have different procedures.

◎There are regulations and rules governing eligibility, application procedure, housing rules, etc.

◎Please feel free to ask Gunma Housing Supply Corp. questions about prefectoral public housing projects.

Gunma Prefecture

Gunma Housing Supply Corp.

Contact: Administration Section, Administration Dept.

☎ 027-223-5811

Website: <http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Qualifications for application

(An applicant must meet all the following 12 requirements.)

1. Is either a permanent or long-term resident (spouse acceptable), if the applicant is a foreign resident
2. Is of legal age (a married applicant who is a minor will be treated as an adult)
3. Is currently or planning to live with the applicant's family
 - A single-person household applicant is acceptable if they meet all the requirements.
4. Is currently looking for a place to live
 - You cannot apply if you have a house.
5. Can pay for a deposit (three months' rent) on or before the date designated by us.
6. Can provide an emergency contact number (the person should basically be of legal age and a Gunma resident) in the application form.
7. Has an address or place of work in Gunma Prefecture (except for as-needed applicants)
8. Has no overdue inhabitant taxes (*Jumin-zei*)
9. Is not (and none of the family member is) a member of an organized crime group defined by the Act on Prevention of Unjust Acts by Organized Crime Group
10. Has never violated the Gunma Prefectural Housing Administration Codes
11. Has an annual income (or combined income of all family members) that meets our requirement
12. Has no back rent, if the applicant is currently a prefectoral housing tenant

*If you have any questions on the above qualifications, please ask the Gunma Public Housing Supply Corp.

Application Form

- Applicants must submit their applications to the Gunma Public Housing Supply Corp. Please contact us on the details of the necessary documents for application.
- Applications are accepted only after all the essential documents are submitted.
- Application documents will not be returned after they are submitted.

Miscellaneous

- Parking space is available for a fee. (One parking space per household)
 - *Some of our housing projects do not have any parking space for rent.
- No pets (cats, dogs, birds, etc.) are allowed.
- Tenants are required to pay common-area charge (*Kyoeki-hi*) to cover the following expenses.
 - (1) Light bulbs and electricity bills for the stairways and outside lights
 - (2) Water bills of running water for common use and electricity bills for water facilities
 - (3) Electricity bills and maintenance cost of the sewage facility
 - (4) Light bulbs and utility bills for meeting places
 - (5) Electricity bills for elevators
 - (6) Sundry expenses (to cover necessary expenses)
- Tenants will be asked to help with cleaning, weeding, and general housekeeping on the premises of our public housing projects as well as sewages.

县营住宅入住通知

朝仓县营住宅

县营住宅是县得到国家的补助，为住宅困难者以低廉的房屋租金出租的住宅。

入住者的资格是依法律和县条例等所决定，依①抽签招集或②随时招集的方法正进行招集入住者。

有关各团地（住宅区）的招集方法（①抽签招集・②随时招集）和入住资格、房屋租金等，详情请咨询群马县住宅供给公社。



① 抽 签 招 集

※ 原则上，目前正在其他公营住宅入住者，无法申请。

- 抽签招集，随时申请，空房一准备好就进行抽签决定入住预定者。

（从申请月份起至 1 年期间（申请月份的次年同月末）之有效期内者进行抽签。）

- 抽签将公开举行，对当选者进行入住资格审查后，决定入住者。

② 随 时 招 集

※ 目前，正在其他公营住宅入住者，可申请。

- 随时，有受理申请的团地（住宅区）。（根据申请月开始一年（申请月隔年的月末）的有效期间，按先着顺序受理。）
- 申请方法等与抽签招集不同，详情请咨询。

◎团地（住宅区）的介绍图和住宅的照片等可在群马县住宅供给公社网站浏览。

◎抽选招集与随时招集，入住资格、入住手续流程等是不同的。

◎有规定入住资格、招集方法、提交资料、居住规则等。

◎详情请随意咨询群马县住宅供给公社。

群 马 县

群马县住宅供给公社

管理部管理课
网 站

☎ 027-223-5811
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

申請者資格 (符合下述 1~12 所有选项者)

- 1 外籍人士持有永住或定住（包含日本人配偶者、永住者配偶者等）的在留资格者
- 2 申请者为成年人（若未成年但有婚姻者，可看作成年人）
- 3 与家人同居或预定同居者
 - ・单身者申请需满足一定的条件
- 4 现在住宅困难者
 - ・原则上，拥有住宅者不可申请。
- 5 指定日截止可交纳押金者（房屋租金的 3 个月份额）
- 6 可提供紧急联系（原则上群马在住者、成人）申请书者
- 7 群马县内有住址或有工作地点所在者（随时招集团地（住宅区）除外）
- 8 住民税无滞纳者
- 9 申请者本人或同居家属为「有关由黑社会暴力团体的不法行为的防止等法律」规定的非暴力团员者
- 10 按照群马县县营住宅管理条例规定无不正当使用者
- 11 前年收入（包含预定同居家属的收入），为一定收入基准以下者
- 12 居住县营住宅者，无滞纳县营住宅房屋租金

※ 详情请咨询群马县住宅供给公社。

申請資料

- ・为了入住资格审查，需提交必要资料。有关必要资料，请咨询。
- ・有无申请资格，需提交所有资料后最终判定。
- ・提交的所有资料入住申请表等，一概不退还。

其　他

- ・停车场，原则上一户一台收费租赁。
 - ※ 也有无停车场的团地（住宅区）。
- ・禁止饲养狗・猫・鸟等动物类。
- ・下述费用，作为公益费由入住者大家共同承担。
 - ① 楼梯灯和屋外灯的灯泡等的替换和电费
 - ② 共同自来水的自来水使用费和供水设施的电费
 - ③ 污水处理设施的电费和维持管理费
 - ④ 集会所的灯泡等的替换和水电燃气费
 - ⑤ 电梯的电费
 - ⑥ 其他（必要费用）
- ・团地（住宅区）内及杂类排水的清扫、除草、垃圾等的清理，需入住者大家共同协助。

Informações Sobre a Inscrição do Conjunto Habitacional da Província

Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província) é um conjunto para o qual, o governo recebe uma ajuda do país para que pessoas que estão com dificuldade com relação à moradia, possam alugar um local por um aluguel de baixo valor

As qualificações dos requerentes são determinadas de acordo com a lei e normas da província. O recrutamento de inquilinos é realizado por duas maneiras ①Inscrições permanentes e ②Inscrições periódicas.

Para saber detalhes sobre o método de recrutamento (① Inscrições permanentes e ②Inscrições periódicas), qualificações para poder morar , aluguel e outros, informe-se no GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (fornecimento de conjunto habitacional).



Inscrições Periódicas

※ Como regulamento, pessoas que no momento estão morando em outros Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província) não podem se inscrever.

- A inscrição periódica é realizada 4 vezes ao ano (Abril, Julho, Outubro, Janeiro), onde os futuros inquilinos são escolhidos através de sorteio.
- É possível escolher o danti (conjunto habitacional da província),através da lista de danchi (conjunto habitacional) que estão recrutando inquilinos (boshu danchi itiran hyou). Estas listas são distribuídas no período de recrutamento.
- Os sorteios são realizados publicamente.Com relação aos sorteados serão feitas investigações sobre sua qualificação para morador. Após isso, é que a pessoa será confirmada como morador.

Inscrições Permanentes

※ Os inquilinos que estão morando em outros Ken ei Jyutaku (conjunto habitacional da província) também poderão se inscrever.

- Há conjuntos habitacionais que constantemente aceitam pedidos de inscrição (este,será válido por 1 ano a partir do mês da inscrição (desde o mês de registro até o final do mês do ano seguinte), a recepção será por ordem de inscrição.)
- O modo de realizar a inscrição etc,diferem da maneira das inscrições peródicas,por isso informe -se para mais detalhes,
- ◎ O mapa guia sobre o danti (conjunto habitacional) , fotografia da casa, etc, podem ser vistas no site:GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (fornecimento de conjunto habitacional) .
- ◎ Os procedimentos necessários até o momento em que poderá morar no apartamento, diferem entre inscrições periódicas e permanentes
- ◎ São estabelecidos,os requisitos de qualificação para se tornar um inquilino,modo de recrutamento, documentos a serem apresentados, regras a serem obedecidas ao morar no local.
- ◎ Para maiores detalhes sinta-se à vontade e informe -se no GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (fornecimento de conjunto habitacional).

GUNMA-KEN GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA

(Escritório de Fornecimento de Habitação Provincial)

Departamento de administração ☎ 027-223-5811
HOMEPAGE <http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Qualificação para poder se inscrever

(Pessoas que se enquadram nos seguintes requisitos de 1 ~ 12)

- 1 No caso dos estrangeiros, devem ter vistos Eijyu (permanentes) ou Teijyu (período longo) (também Nihonjin no Haigusha Tou (dependente de japonês), Eijyusha no haigusha tou (dependente do residente permanente)).
 - 2 Os requerentes devem ser maior de idade. (mesmo que seja menor de idade mas seja casado, será considerado de maior).
 - 3 Pessoas que morarão com a família ou que pretendem morar com alguém
Pessoas solteiras caso se enquadrem nos requisitos, podem solicitar a inscrição.
 - 4 As pessoas estão tendo dificuldades com relação a moradia
Basicamente, as pessoas que têm suas próprias casas não poderão se registrar.
 - 5 Pessoas que podem depositar a (garantia)Shikikin no valor de (3 meses de aluguel)
 - 6 É necessário ter uma pessoa (que more na Província de Gunma, e seja de maior de idade) para contato em caso de emergência
 - 7 Pessoas que moram ou trabalham na província de Gunma (exceto para as requisições de danti de inscrição permanente)
 - 8 Pessoas que não possuem dívidas de impostos.
 - 9 A pessoa que está se inscrevendo, família, ou pessoas que irá morar junto, não pertençam à grupos de Boryokudan (gangues) determinadas pela lei "prevenção de atos impróprios de Boryokudan (gangues)".
 - 10 Pessoas que não estão violando os regulamentos da administração do conjunto habitacional de Gunma.
 - 11 Pessoas com renda (incluindo o rendimento de todos os membros da família que viverão juntos) do ano anterior, inferior ao valor básico estabelecido
 - 12 Pessoas que moram no kenei Jyutaku (conjunto habitacional) e não estão com o aluguel atrasado
- ※ Mais detalhes informe-se no GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA. (fornecimento de conjunto habitacional).

Documentos necessários para inscrição

- É necessário apresentar todos os documentos necessários para que seja feita a investigação para a qualificação para mordor. Informe-se sobre os documentos necessários para os procedimentos em questão.
- Se você terá qualificação para se inscrever ou não, será determinado quando você apresentar todos os documentos necessários.
- Os formulários de inscrição e outros documentos apresentados não serão devolvidos.

Outros

- Aluguel de estacionamento, uma vaga para cada apartamento (é necessário pagar)
※ Há Danchi (conjutos habitacionais) que não possuem estacionamento.
- É proibido ter animais de estimação como cães, gatos, pássaros, etc.
- As seguintes despesas devem ser pagas pelos inquilinos como despesas da comunidade.
 - 1) Despesas de luz e troca de lâmpadas das escadas, de fora, etc.
 - 2) Despesas de água de uso comunitário e despesas de luz utilizadas pelos tanques de abastecimento de água.
 - 3) Despesas de luz e de manutenção da estação de tratamento de esgoto.
 - 4) Despesas de luz e água do local de reunião.
 - 5) Despesas de luz do uso do elevador.
 - 6) Outros (despesas necessários).
- As limpezas do Danchi (conjutos habitacionais), jogar os lixos, limpezas dos jardins, será feito com a cooperação entre todos os moradores.

Guía sobre la forma de alquilar Kenei Jyutaku(Vivienda Prefectural)

Kenei Jyutaku (vivienda prefectural) esta construida por la prefectura de Gunma con la colaboración del Estado a fin de proveer viviendas económicas para los necesitados.

Los requisitos para los inquilinos estan establecidas por las leyes y reglamentos prefecturales. Las inscripciones de los inquilinos son ① por sorteo o ② en forma constante.

Sobre las informaciones detalladas de las inscripciones (① al sorteo • ② en forma constante) , requisitos y alquileres informese en GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).



① Incripción por sorteo

※ Básicamente los inquilinos que estan ocupando otros Kenei Jyutaku (vivienda prefectural) no podrán inscribir.

- Las inscripciones al sorteo estan recibiendo todo el tiempo. Un vez que este listo la vivienda, realizaremos el sorteo y determinaremos el inquilino que ocupará la dicha vivienda. (El sorteo se realizarán entre los inscritos con plazo de 1 año , contando desde el mes de inscripción)
- Las “listas de las viviendas con inscripciones abiertas”se repartirán durante el plazo de las inscripciones.
- Los sorteos se realizarán en público, luego serán examinados los requisitos para los ingresos de los seleccionados y se determinarán los inquilinos a ocupar.

②Inscripciones en forma constante

※ Se podrán inscribir, también los inquilinos que estan ocupando otros Kenei Jyutaku(vivienda prefectural)

- Existen viviendas que estan recepcionando constantemente la inscripción. (La inscripción estará vigente durante 1 año desde el mes de la inscripción(desde el mes de inscripción hasta el fin del dicho mes del año siguiente), la recepción será por orden de inscripción) .
- El modo de la dicha inscripción difiere con el modo de inscripción por sorteo, por lo tanto informese detalladamente para lo dicho.

◎El plano y la fotografía de la vivienda podrá ver en la página web de GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).

◎Los procedimientos de los trámites hasta el ingreso, derecho de ingreso, difieren entre los modos de inscripción por sorteo y en forma constante.

◎Estan determinadas; los requisitos para llegar a ser inquilino, forma de inscripción, documentos a presentar, reglas para vivir en dicho lugar.

◎Las informaciones detalladas informese en GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural), sin ningún compromiso.

**GUNMA-KEN
GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA
(Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).**

Departamento de Administración, Sección de Administración
Página web

☎ 027-223-5811
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Requisito de los inscriptos

(Las personas que encuadre totalmente en los siguientes requisitos de 1~11)

- 1 En caso de los extranjeros deberán tener los visados de Eijyu(permanente) o Teijyu(periodo largo)(incluye Nihonjin no Haigusha Tou (dependiente de japones), Eijyusha no haigusha tou (dependiente de residente permanente)).
- 2 Los inscriptos deben ser mayor de edad (pero los menores que están casados se considerarán como mayores)
- 3 Las personas que conviven con la familia o aquellos que tienen previsto convivir con la familia
 - Las personas solteros/as, en caso que encuadren a los requisitos correspondientes podrán inscribir
- 4 Personas están con problemas o necesitados de viviendas en estos momentos.
 - Básicamente, las personas que tienen casas propias no podrán inscribir.
- 5 Las personas que pueden depositar el Shikikin(Garantía)(3 meses de alquiler).
- 6 Las personas que pueden presentar la solicitud con lugar de contacto de emergencia(básicamente persona mayor de edad, con residencia en Gunma).
- 7 Las personas que tienen la dirección o el lugar de trabajo en Gunma-ken(excluyen los inscriptos constante de la vivienda)
- 8 Las personas que no tienen demora de pago del impuesto de residencia.
- 9 Personas que no son miembros de Boryokudan(mafia) determinado por la ley relativa; prevención de los actos indebidos de los Boryokudan (grupo de mafia), sea el inscripto o familiar que está conviviendo.
- 10 Personas que no están violando el reglamento de la administración de Gunma-ken Kenei Jyutaku, como uso inadecuado de las viviendas, entre otros.
- 11 Las personas con renta(o ingreso)(incluyendo la renta de todo los familiares que va a convivir) del año anterior, menos de la suma básica establecida.
- 12 No tener deuda de alquiler relacionado a Kenei Jyutaku(vivienda prefectural).
 - ※ Más detalles informese en la oficina de GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).

Documentos necesarios para la inscripción

- Para la examinación del requisito de ingreso a la vivienda deberá presentar los documentos necesarios.Sobre los dichos documentos necesarios informese en la oficina mencionada.
- Si tiene derecho o no a la inscripción, se determinará una vez que presente todo los documentos necesarios.
- Los formularios de inscripciones y otros documentos presentado no serán devueltos.

Otros

- Alquiler del parqueo , 1 parqueo para cada vivienda
 - ※ Existen danchi(conjunto de viviendas) que no tienen parqueo.
- Están prohibidas tener animales como perro, gato, aves, etc.
- Los siguientes gastos deberán pagar los inquilinos como gastos comunitarios.
 - ① Gasto de luz y cambio de lámparas de las escaleras , de afuera, etc
 - ② Gasto de agua del caño compartido y gasto de luz de la planta de abastecimiento de agua.
 - ③ Gasto de luz y administración e mantenimiento de la planta de desague cloacal.
 - ④ Gasto de luz y agua , cambió de lámpara del lugar de reunión
 - ⑤ Gasto de la corriente eléctrica del elevador
 - ⑥ Otros (gastos necesarios)
- Las limpiezas de danchi(conjunto de viviendas) como de limpiezas, limpiezas de los jardines, basuras deberán realizar cooperando entre todos los inquilinos.

HƯỚNG DẪN THUÊ NHÀ CHUNG CƯ CỦA TỈNH

Chung cư của tỉnh là dạng căn hộ được quốc gia hỗ trợ cho thuê với giá rẻ đối với những người đang gặp khó khăn về nhà ở.

Về mặt tư cách của người thuê nhà, được quy định bởi luật pháp và một số pháp lệnh của tỉnh. Hình thức tuyển chọn: (1) Tuyển chọn bốc thăm hoặc (2) Tuyển chọn không định kỳ.

Để hiểu rõ hơn về cách tuyển chọn của các chung cư (tuyển chọn bốc thăm hoặc tuyển chọn không định kỳ) hay tư cách của người thuê nhà, giá thuê,..v.v... xin vui lòng liên hệ tới Văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma.



1. Tuyển chọn bốc thăm

※ Theo nguyên tắc, người đang sinh sống tại các chung cư thuộc sự quản lý của những nơi công lập khác, sẽ không thể đăng ký ứng tuyển.

▪ Tuyển chọn bốc thăm là tuyển chọn tổ chức với đơn đăng ký bất kỳ lúc nào. Sẽ dựa trên bốc thăm tùy theo những căn hộ trống để quyết định người tới sinh sống.

▪ Việc bốc thăm sẽ được tổ chức công khai. Người trúng tuyển sẽ được thẩm tra tư cách nhập cư, xét duyệt hồ sơ để từ đó quyết định người nhập cư và được thuê nhà chung cư của tỉnh.

2. Tuyển chọn không định kỳ

※ Hiện tại, những người đang sinh sống tại căn hộ thuộc sự quản lý của những nơi công lập khác cũng có thể đăng ký.

▪ Bất kỳ thời gian nào cũng có chung cư tiếp nhận đăng ký. (Thời hạn có hiệu lực 1 năm kể từ tháng đăng ký (đến cuối tháng của tháng đăng ký vào năm sau)). Hồ sơ được tiếp nhận theo thứ tự.

▪ Về phương thức đăng ký khác với hình thức tuyển chọn bốc thăm, xin vui lòng liên hệ để biết thêm thông tin chi tiết.

◎ Các thông tin hướng dẫn, hình ảnh của các khu nhà chung cư,..v.v... có thể tham khảo tại trang web của Văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma.

◎ Quá trình tiến hành xét duyệt tư cách nhập cư, các thủ tục cho đến khi nhập cư của "Tuyển chọn bốc thăm" và "Tuyển chọn không định kỳ" là khác nhau.

◎ Tư cách nhập cư, phương pháp ứng tuyển, hồ sơ, luật lệ khi sinh sống,..v.v... đều được quy định sẵn.

◎ Để biết thêm thông tin chi tiết, vui lòng liên hệ tới Văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma.

TỈNH GUNMA Văn phòng cung cấp chung cư tỉnh Gunma

Phòng quản lý – Ban quản lý: ☎ 027-223-5811
Homepage: <http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Tư cách của người đăng ký

(là đối tượng đáp ứng được tất cả những điều kiện từ 1 đến 12 dưới đây)

1. Người mang quốc tịch nước ngoài có tư cách lưu trú là Vĩnh trú hoặc Đinh trú (bao gồm cả vợ, chồng của người mang tư cách Vĩnh Trú, Đinh trú)
 2. Người đăng ký phải là người thành niên (trường hợp người đó chưa thành niên nhưng đã kết hôn thì được xem là người thành niên)
 3. Gia đình và những người sống chung, hoặc những người dự định sẽ sống chung.
 - Những người độc thân hoặc sống một mình, có thể đăng ký nếu đáp ứng một số những điều kiện nhất định. 4. Những người hiện tại đang gặp vấn đề khó khăn về nhà ở.
 - Theo nguyên tắc, người đang có nhà ở thì sẽ không được đăng ký. 5. Những người có thể đóng tiền đặt cọc (3 tháng tiền nhà) cho đến đúng ngày chỉ định.
 6. Những người có thể gửi đơn đăng ký trong đó có địa chỉ liên hệ khẩn cấp (về nguyên tắc, địa chỉ liên hệ khẩn cấp là người thành niên và sống tại tỉnh Gunma).
 7. Là người sinh sống hoặc làm việc tại nội tỉnh Gunma (ngoại trừ những chung cư tuyển chọn không định kỳ).
 8. Những người không thiếu thuế thị dân (thuế cư trú).
 9. Bản thân người đăng ký hoặc người sống chung/ gia đình, không là thành viên của các băng nhóm bạo lực theo quy định của “Pháp luật liên quan đến phòng chống các hành vi bất chính từ các đoàn thể, băng nhóm bạo lực”.
 10. Những người chưa từng sử dụng một cách bất chính các pháp lệnh quản lý nhà chung cư của tỉnh Gunma.
 11. Đối với thu nhập của năm trước (bao gồm cả thu nhập của cả hộ - những người có dự định sống chung), phải thuộc mức thu nhập dưới mức tiêu chuẩn.
 12. Những người sống tại những căn hộ chung cư của tỉnh đang có những vấn đề liên quan đến chưa thanh toán đầy đủ tiền thuê nhà
- ※ Xin vui lòng liên hệ tới văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma để biết thêm chi tiết.

Hồ sơ đăng ký

- Một số những giấy tờ quan trọng sẽ phải nộp để phục vụ quá trình thẩm tra tư cách nhập cư. Về những hồ sơ cần phải chuẩn bị, xin vui lòng liên hệ để biết thêm chi tiết và được hướng dẫn.
- Việc có tư cách để đăng ký hay không, sau khi nộp đầy đủ hồ sơ cần thiết cho đến cuối cùng sẽ nhận được quyết định
- Mọi giấy tờ, hồ sơ đăng ký nhập cư đã nộp sẽ không được hoàn trả.

Những vấn đề khác

- Nơi đỗ xe: Về nguyên tắc, 1 hộ sẽ được cho thuê 1 chỗ để xe (mất phí).

※ Cũng có những chung cư không có chỗ để xe.
- Nghiêm cấm nuôi các loại động vật chó, mèo, chim, v.v...
- Các loại phí sau đây là phí công ích chung mà tất cả những người nhập cư phải đóng:
 - ① Chi phí tiền điện, thay mới bóng đèn noi cầu thang, thiết bị điện chiếu sáng bên ngoài, ...
 - ② Chi phí tiền nước sử dụng cho hệ thống nước máy dùng chung, chi phí tiền điện cho các thiết bị cấp nước.
 - ③ Chi phí tiền điện cho hệ thống xử lý nước thải và chi phí quản lý, bảo trì.
 - ④ Chi phí thay mới bóng điện và phí sử dụng nước cho khu vực hội họp.
 - ⑤ Chi phí tiền điện cho thang máy.
 - ⑥ Chi phí khác (những phí cần thiết).
- Vấn đề dọn dẹp, vệ sinh rác thải, diệt cỏ, đường cống thoát trong khuôn viên chung cư, v.v... các thành viên sống tại chung cư cùng nhau hợp tác và thực hiện.

MEMO

住宅コード表 (住宅コード欄の数字を申込書にご記入ください。)

※すべての住宅コードが毎回抽選されるわけではありません。

※階数、住宅改善年度等は指定できません。

※子育て支援住宅は、戸数が少ないためご注意ください。

※一般住宅は2人以上の世帯の方が申込みできます。

※家賃に若干の変動が生じる場合があります。

	団地名	募集住宅種類	間 取	間取図番号	家 賃	住戸改善年度	棟階数	エレベータ	住宅コード	備 考
1 城東	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	一般住宅	6／洋7／洋6.5／DK／S	101 102	33,200円～65,500円		5	有	106-1	
			6／6／DK／S	103	24,300円～47,800円		5	有	106-2	
			8／洋5.4／DK	104	23,600円～46,300円		5	有	106-3	
	子育て支援住宅	6／洋7.5／DK／S		105	24,300円～47,800円		5	有	106-4	
			6／洋7／洋6.5／DK／S	101 102	33,200円～65,500円		5	有	106-5	1.3.4階のみ 既存戸数4
			4.5／洋4／洋6／DK	322	21,200円～41,600円		3	有	119-1	
			4.5／洋6／洋6／LDK	324	26,400円～52,100円		3	有	119-2	
2 元総社第二	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	一般住宅	洋7／DK	323	14,000円～27,600円		3	有	119-3	1階のみ
		高齢者・障がい者住宅 (2人以上)	4.5／洋4／洋6／DK	322	21,100円～41,500円		3	有	119-4	
	北双葉	一般住宅	6／6／洋6／DK	128	26,300円～51,600円		5	無	203-1	
		子育て支援住宅	6／6／洋6／DK	128	26,300円～51,600円		5	無	203-2	2階のみ 既存戸数1
4 浜尻第二	一般住宅	6.5／洋6／洋6／LDK		288	33,000円～65,100円		3	有	206-1	
	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	6／洋5.5／DK		286 287	22,300円～44,600円		3	有	206-2	
		子育て支援住宅	6.5／洋6／洋6／LDK	288	33,100円～65,000円		3	有	206-3	3階のみ 既存戸数2
5 上小鳥	单身入居可能住宅	8／洋6／K		147	21,900円～43,000円		4	有	209-1	3.4階のみ
	一般住宅	6／洋8／洋6／DK／S		145	33,600円～66,200円		3	無	209-2	
				146	33,700円～66,200円		4	有	209-3	
				146	21,800円～43,000円		3	無	209-4	1.2階のみ
	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	8／洋6／K		147	21,800円～43,000円		4	有	209-5	
		6／洋8／洋6／DK／S		145	33,600円～66,200円		3	無	209-6	1階のみ 既存戸数3
				146	33,700円～66,200円		4	有	209-7	
6 井野	一般住宅	6／洋6／LDK／S		157 162	32,400円～63,800円		4	有	211-1	
		6／洋6／洋6／LDK		158	32,500円～63,900円		4	有	211-2	
		6／洋6／洋6／LDK／S		163	32,400円～63,800円		4	有	211-3	
	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	6／洋8／DK		159	25,600円～50,400円		4	有	211-4	
		6／洋6／DK／S		160 161	23,300円～46,000円		4	有	211-5	
				157	32,400円～63,800円		4	有	211-6	既存戸数6
	子育て支援住宅	6／洋6／LDK／S		162	32,400円～63,800円		4	有	211-7	
7 金井淵	一般住宅	6／洋6／洋6／LDK／S		163	32,400円～63,800円		4	有	211-7	
		6／洋8／洋8／DK		261 274	29,800円～58,800円		3	有	212-1	
		6／洋8／洋6／DK		299	30,300円～59,500円		3	有	212-2	
	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	6／DK		259 283 297	17,800円～35,600円		3	有	212-3	
				260	23,800円～47,600円		3	有	212-4	
				277	23,800円～47,600円		3	有	212-4	
		6／洋7／DK		298	23,800円～47,600円		3	有	212-5	1.2階のみ

団地名	募集住宅種類	間 取	間取図番号	家 賃	住戸改善年度	棟階数	エレベータ	住宅コード	備 考	
8 中尾	単身入居可能住宅	6／LDK／S	331	16,300円～32,500円	H27	4	無	213-3	1.2階のみ	
					H28					
					H26					
	一般住宅	8／6／洋4.5／LDK	72	28,700円～56,400円	H13	5	有	213-5		
		6／6／洋8／LDK	75	28,300円～55,700円	H12	5	無	213-6		
					H11					
		8／洋5.5／洋4.5／LDK	253	30,400円～61,600円	H15	5	有	213-7		
					H14					
					H16					
	5／洋5.5／洋5／LDK	332	32,300円～63,900円	H27	4	無	213-8	3階のみ		
					H28					
					H26					
	6／洋6／LDK	358	20,600円～41,200円	H29	4	無	213-9			
					H30					
	車イス住宅	6／LDK	74	15,700円～30,900円	H16	5	有	213-10	1階のみ 既存戸数1	
9 中居	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	6／LDK	73	15,000円～30,900円	H13	5	有	213-11		
					H15					
			74		H14					
					H16					
		6／LDK	74	14,700円～29,000円	H12	5	無	213-12		
					H11					
10 足仲	一般住宅	6／洋6／LDK	357	21,700円～47,100円	H29	4	有	214-1		
	H30									
	R 2									
11 太田町	単身入居可能住宅	4.5／洋6／DK	320	11,400円～22,500円	H25	4	無	308-1	2階のみ	
	一般住宅	6／洋6／洋6／LDK	304	24,900円～50,500円		5 (4)	有	308-2	1階なし	
	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	6／4.5／洋6／LDK	321	22,300円～44,300円	H25	4	無	308-3	3階のみ	
		6／洋5.5／DK	303	16,500円～34,100円		5 (4)	有	308-4		
		4.5／洋6／DK	320	11,400円～22,500円	H25	4	無	308-5	1階のみ	
12 茂呂	一般住宅	6／洋8／洋6／DK／S	164	28,400円～56,200円		3	有	403-1		
	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	6／洋6／DK	165	18,600円～36,800円		3	有	403-2		
13 羽黒	子育て支援住宅	6／洋8／洋6／DK／S	164	28,500円～56,200円		3	有	403-3	2階のみ 既存戸数3	
	一般住宅	6／6／洋6／DK	128	22,100円～44,700円		3	無	404-1		
	子育て支援住宅	6／6／洋6／DK	128	22,500円～44,700円		3	無	404-2		
14 四ツ角	単身入居可能住宅	6／洋4.5／洋4.5／DK	293	15,200円～30,000円	H23	4	無	406-1	1階なし	
		6／洋4.5／洋3／K	316	13,000円～25,700円	H22	4	無	406-2	2階のみ	
					H24					
	一般住宅	6／洋6／洋5.5／LDK	285	24,500円～49,500円		5	有	406-3	1.2階なし	
		6／6／洋6／洋5.5／DK	317	26,100円～51,600円	H22	4	無	406-4	3階のみ	
					H24					
	高齢者・障がい者住宅 (単身可)	6／LDK	284	16,300円～32,500円		5	有	406-5	1.2階のみ	
		6／洋4.5／洋4.5／DK	293	15,200円～30,000円	H23	4	無	406-6	1階のみ	
		6／洋6／DK	295	16,500円～32,800円		5	有	406-7	1.2階のみ	
		洋6／洋5／DK	296	16,700円～33,100円		5	有	406-8		
		6／洋4.5／洋3／K	316	13,000円～25,700円	H22	4	無	406-9	1階のみ	
					H24					
14 四ツ角	一般住宅	6／洋6／洋5.5／LDK	341	28,200円～55,400円		5	有	804-1		
		6／洋6／LDK	342	24,400円～47,800円		4	有	804-2		
	子育て支援住宅	6／洋6／洋5.5／LDK	341	28,200円～55,400円		5	有	804-3	4.5階のみ 既存戸数2	

※抽選の有無は、ホームページまたは住宅供給公社までお問い合わせください。

県営住宅募集についてのお問合せ先

群馬県住宅供給公社 管理部 管理課

〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7番12号
住宅公社ビル1階
電話番号 027-223-5811

音声ガイダンスに従い操作してください。(1番→1番)

FAX番号 027-223-9808

ホームページアドレス

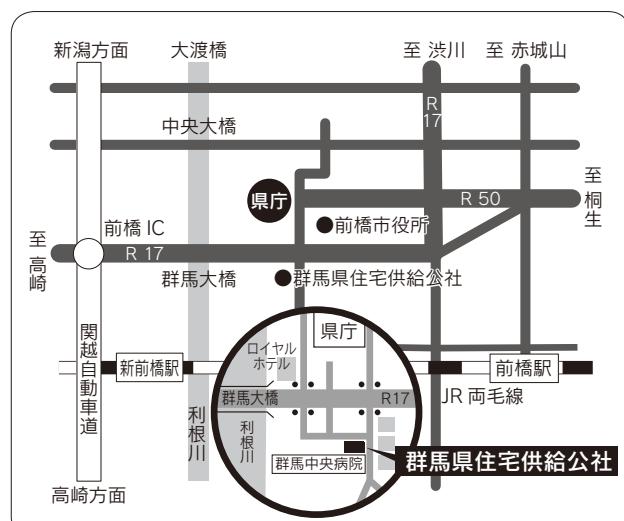
<https://www.gunma-jkk.or.jp/>

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(水曜日のみ午前8時30分～午後7時15分)
(土曜日のみ午前9時30分～午後3時30分)

休業日 日曜日・祝日(土曜日を除く)、年末年始

◆土曜日は祝日でも営業しています！

お気軽にご相談ください。



群馬県庁から約400m 前橋市役所から約350m
JR前橋駅から約1.4km JR新前橋駅から約1.9km
関越自動車道 前橋ICから約3km
群馬中央病院となり

県営住宅入居申込受付場所

本社	所在地	電話番号
群馬県住宅供給公社 (管理部 管理課)	〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル1階	027-223-5811

公社支社ほか	所在地	電話番号
群馬県住宅供給公社 前橋支所 (前橋市役所 8階)	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1	027-898-6986
群馬県住宅供給公社 高崎支所 (高崎市役所 9階)	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1267
群馬県住宅供給公社 桐生支所 (桐生市役所 新館4階)	〒376-8501 桐生市織姫町1-1	0277-46-1111(代)
群馬県住宅供給公社 太田支所 (太田市役所 9階)	〒373-8718 太田市浜町2-35	0276-30-2011
群馬県住宅供給公社 館林支所 (館林市役所 4階)	〒374-8501 館林市城町1-1	0276-76-7871
群馬県住宅供給公社 富岡支所 (富岡市役所 行政棟3階)	〒370-2392 富岡市富岡1460-1	0274-64-9801
群馬県住宅供給公社 みなかみ支所 (みなかみ町役場 地下2階)	〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑318	0278-25-8423

※受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日、年末年始は休業)

草津町役場 (愛町部土木課)	〒377-1792 吾妻郡草津町大字草津28	0279-88-0001(代)
-------------------	------------------------	-----------------

※中島団地につきましては草津町役場で受付しております。開庁日、開庁時間は直接お問い合わせください。



県営住宅では、犬・猫などペットを飼育することは固くお断りしております。
入居申込みに際しては、その点を十分ご留意ください。(盲導犬等は除きます。)
「犬・猫」は絶対に持ち込まないでください。

